

事業活動から出る「草木」は自ら資源化してください。

～平成19年3月末で事業系の試験的受入を終了します～

資源化
するソウ



事業活動に伴う一般廃棄物の草木は事業者自らの責任で資源化を

市では「那覇市一般廃棄物処理基本計画」で、平成23年度までに「ごみ排出量を30%以上削減(対平成10年度比)」すること、また、リサイクル率を30%に引き上げること目標として、ごみ減量・資源化を推進し、持続可能な資源循環型社会のシステムづくりを目指しています。

これまで、市内で発生する事業活動に伴う一般廃棄物の草木についても試験的に市で受け入れて処理してきましたが、平成19年3月末で、市内で発生する事業活動に伴う一般廃棄物の「草木」については、試験的受け入れを終了することにしました。

「草木」資源化の現状

市では平成12年より、ごみとして排出される樹木せん定枝などの「草木」を細かいチップに破碎して、土壌改良剤や堆肥などに活用する草木の資源化事業を進めています。

また平成17年12月からは家庭から出た草木の定期収集を始めることで、ごみ減量・資源化をさらに推進し、持続可能な資源循環型社会のシステムづくりを目指しています。

これまでは、市内で発生する事業活動に伴う一般廃棄物の草木(樹木せん定枝)についても試験的に市で受け入れて処理してきましたが、平成19年3月末で、市内で発生する事業活動に伴う一般廃棄物の「草木」については、試験的受け入れを終了することにしました。

今後、事業活動によって生じた草木は、事業者自らの責任において適正に処理したうえで、お近くの草木処理業者などで資源化処理していただくようお願いいたします。

家庭の「草木」は定期収集を継続します

なお、家庭から出た草木は、これまでどおり定期収集を行います。また、家庭から出た草木の自己搬入についても従来どおりの受け入れを継続します。

今後とも市民・事業者のみなさまのごみ減量・資源化への協力をお願いいたします。

お問い合わせ
環境政策課
095-1333-1001
095-1333-1002
095-1333-1003
095-1333-1004
095-1333-1005
095-1333-1006
095-1333-1007

人と動物の共存を目指して

③ 最終回

環境保全課
0951-3229



ペットのトイレマナー

道や公園を歩いていて、「ベチャッ」といかなものを踏んでしまった経験はありませんか?

落ちていたフンを踏んでいやな思いを抱き、犬や猫嫌いになった人もいます。しかし、悪いのは犬や猫ではなく、後始末をしない飼い主や野良猫などに無責任に餌をあてている方々ではないでしょうか。

飼い主にとってはかわいいうんちでも、正しく飼われなければ地域の人々にとって迷惑な動物となってしまうのです。

環境保全課には平成17年度、犬・猫のものとと思われるフンの相談が178件も寄せられています。犬のフン尿に関する相談は、「散歩中のフンの後始末がされていない」「公園

や猫ではなく、後始末をしない飼い主や野良猫などに無責任に餌をあてている方々ではないでしょうか。

飼い主にとってはかわいいうんちでも、正しく飼われなければ地域の人々にとって迷惑な動物となってしまうのです。

環境保全課には平成17年度、犬・猫のものとと思われるフンの相談が178件も寄せられています。犬のフン尿に関する相談は、「散歩中のフンの後始末がされていない」「公園



え、あちこちにフンをして地域住民が迷惑をしているという内容です。実際、フンを踏まないように気にならないうんちが地域にもあります。一部の飼い主は、犬・猫の飼い主や、野良猫や放し飼いの猫への無責任な餌やりのため、本来はかわいがるべき犬や猫が嫌われ、虐待されかねないとも言えます。

本館に犬や猫をかわいと思うなら、きちんとフンの後始末をし、地域の人に愛されるペットにする事が、本当の飼い主の役目と言えるのではないのでしょうか?

住民税の税率が「一律10%」に

平成19年度から、税源移譲により、市民税・県民税(通称 住民税)の税率が変わります。あわせて所得税の税率も変わります。

住民税

3段階の税率
↓一律10%へ(市民税6% 県民税4%)

所得税

4段階の税率
↓6段階に細分化

「なぜ変わるの?」

地方分権を進める中で、国(所得税)から地方(住民税)の税率が変わります。

住民税	3段階の税率	市民税6% 県民税4%
所得税	4段階の税率	6段階に細分化

「税負担は増える? 減る?」

税源移譲によって税率が変更になっても、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の合計額に差が出ないよう、調整されます。

お問い合わせ
市民税課 095-1333-28

地方自治の推進の一環として、税・補助金・交付税のあり方を見直す、いわゆる「三位一体改革」により、平成18年度税法の改正で国から地方へ3兆円超の税源移譲をすることになりました。

これにより、平成19年度の個人住民税(市民税・県民税)の税額の計算方法が大幅に変更されます。

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになり、住民はより身近でよりよい行政サービスを受けられるようになります。



【住民税法改正について】
シリーズ第1回

介護保険料収納推進員募集 資格は市在住の35～50歳の高卒以上でパソコン操作の出来る方 締切3月12日 ☎862-9010 チャーがんじゅう課



**環境にやさしい
省エネ給湯機「エコキュート」**

従来の電気給湯機
でんき温水器 電気ヒーターでお湯を沸かします。

エコキュート 空気の熱を利用し、お湯を沸かすので、
省エネ・省コスト・環境にやさしい!!

これからは

空気熱

お風呂

お風呂

ヒートポンプユニット

貯湯ユニット

「エコキュート」は、国の補助金交付対象なので、初期費用の負担を軽減できます。

お問い合わせは、お近くの沖縄電力へお気軽にどうぞ

【那覇支店営業開発グループ ☎098-867-3132】 【おきでんふれあいプラザ ☎098-866-7123 ☎0120-084-875】